

# 令和8年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用および外来生物対策業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用および外来生物対策業務

## 2 業務の背景・目的

生物多様性に関しては、世界的に取組強化の機運が高まっており、令和4年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、30by30目標を含む新たな世界目標「昆明モントリオール生物多様性枠組」（以下「生物多様性枠組」という。）が採択された。国においては、生物多様性枠組の達成やネイチャーポジティブの実現に向けて、自然共生サイトを認定する仕組みの創設等を含む「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「国家戦略」という。）が令和5年3月に策定された。

関西広域連合では、これまでから「関西広域環境保全計画」（以下「計画」という。）に基づき、関西地域において生物多様性保全上重要な場所を「関西の活かしたい自然エリア」※（以下「自然エリア」という。）として選定・公表することにより構成自治体の境を越えて生物多様性に係る地域資源（地域の自然的・文化的資源をいう。）の保全・活用を図っている。また、第5期計画（令和8年度～令和12年度）においては新たな視点として、深刻化する外来生物への取組についても広域連携の可能性を検討し、対策につなげることとしている。

令和8年度においては、自然エリアを対象としたスタディツアーの実施、モデルコースの作成、情報発信および外来生物に関する研修会等を実施する。

※「関西の活かしたい自然エリア」：関西地域において生物多様性保全上重要な場所を、森・川・海のつながりを重視して行政界をまたいだ広域的な視点で選定したもの。現在、計28エリアを選定している。

## 3 実施期間 契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで

## 4 業務内容等

受託者は、発注者と協議のうえ次の業務を実施するものとする。

### (1) 関西の活かしたい自然エリア保全・活用業務

#### ア 自然エリアを対象としたスタディツアーの企画・実施

- ・関西の活かしたい自然エリアを対象に、生物多様性や自然の恵みの重要性、自然と人の営み等に関して学ぶスタディツアーを企画・実施する。
- ・生物多様性に関する取組に関心のある企業や地域資源の保全・活用に取り組む団体、旅行業関係者、専門家、行政関係者等を対象とし、案内や参加者の取りまとめを行う。

- ・ ツアーを通じて参加者同士の地域を超えた学び合いや交流に繋がるような企画とすること。
- ・ スタディツアーの訪問先は、表1の過去実施場所等を参考に、未実施エリアを優先して決定することとし、受託者からの提案を受け、発注者と相談の上決定する。
- ・ 訪問先の選定にあたっては、可能な限り自然共生サイトまたは今後共生サイトの申請を検討している場所を優先すること。
- ・ 訪問先の関係者に対しては、受託者が委託料の中から謝金や使用料等の必要経費を支払う。
- ・ 参加者や訪問先の関係者へのヒアリングやアンケートを行い、取組事例集として公表するための資料を作成する。

表1 関西の活かしたい自然エリアおよび過去のスタディツアー実施場所について

関西の活かしたい自然エリア（掲載ページ URL）	<a href="https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/shizenkyousei/igatasyakai/seibututayousei/7661.html">https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/shizenkyousei/igatasyakai/seibututayousei/7661.html</a>
過去ツアー実施済みエリア	H28 琵琶湖淀川水系(E6) H29 北摂・南丹(E16) H30 紀伊水道とその沿岸(E4) R1 東播磨・北淡路(E9) R2 琵琶湖淀川水系(E6) R3 大阪湾とその沿岸(E2) R4 野坂・比良・比叡山地(E13) R5 大阪平野南部(E8) R7 金剛山地、和泉山脈(E10)

#### イ 自然エリアエコツアーモデルコースの検討・作成

- ・ 5箇所の自然エリア（表2）を対象にすることを基本とし、各自然エリアに1コース程度、自然エリアエコツアーモデルコース（以下「モデルコース」という。）の検討・作成を行う。
- ・ モデルコースの検討・作成は、発注者が開催する検討委員会での議論を踏まえて行うものとする。
- ・ 検討委員会の実施にあたっては、会議資料の作成等を行うものとする（詳細は（3）の会議等の運営支援のとおり）。
- ・ モデルコースの検討にあたっては、「ツアー企画者のための地域の魅力を活かすエコツアー設計の手引き」（関西広域連合）を踏まえ、「2-1「地域資源」の拾い出しと魅力の整理」、「2-2 地域資源の選定」、「2-3 各地域資源を基にエコツアーを組み立て

る」等の作業を行うものとする。また、検討にあたっては、ホームページ等の情報の収集のほか、地域資源のパンフレットや写真等の参考資料の収集、地域資源の保全・活用に係る協力者や専門家へのヒアリング等を行うものとする。

・検討委員会の会議資料の作成にあたっては、検討するモデルコースのテーマ、概要、選定した地域資源に係る情報およびそこに内在する「物語」、行程表、地図、エコツアーの実施により期待される地域資源の保全・活用に係る効果等の情報を含む資料を作成するほか、必要に応じて地域資源のパンフレットや写真等の参考資料、協力者や専門家へのヒアリング情報等に係る資料についてもとりまとめるものとする。

表2 今年度にモデルコースの検討・作成を行う自然エリア

自然エリア24	奈良公園周辺
自然エリア25	大和高原
自然エリア26	飛鳥地域
自然エリア27	大峰山脈
自然エリア28	台高山脈

#### ウ 関西広域連合ホームページ上でのモデルコースおよび詳細ページの作成・掲載

- ・上記イで作成したモデルコースについて関係者（協力者等としてモデルコースに情報が掲載されている者をいう。以下同じ。）と連絡・調整を行い、公表資料の作成を行う。
- ・必要に応じて、過年度に作成した公表資料の更新を同様の手順を踏んで行う。
- ・関係者との連絡・調整を行うにあたっては、モデルコースの公表に伴い関係者の情報が公表されることについて同意を得ることに努めるものとし、その記録を残すものとする。
- ・関係者の同意が得られない場合には、該当する情報を削除する等の対応をとり、公表資料を作成するものとする。
- ・上記イで作成したモデルコース等の情報をもとに、5箇所自然エリアについて関西広域連合ホームページの「詳細ページ」を作成するものとする。
- ・上記5箇所に加え、未作成の自然エリア15、18についても「詳細ページ」を作成する。（自然エリア15、18についてはモデルコース作成済み）
- ・既存の成果物や地域資源の文献調査結果は、発注者から受注者に提供する。
- ・関西広域連合のホームページで使用しているCMS「SMARTVALUE」のマニュアルに則りホームページの編集等を行う。
- ・マニュアルと申請者用アカウントのIDおよびPWは、発注者から提供する。
- ・IDおよびPWの取扱いには注意し、目的外に利用してはならない。
- ・自然エリアのホームページの編集に当たっては、自然エリアのトップページから各自然エリアのページにリンクするよう作成する。

- ・発注者と打合せの上、レイアウトを決めることとし、納品後、発注者がページ追加、更新作業等を行うことを前提に容易に編集できるレイアウトとする。

## **(2) 広域外来種対策に関する研修会等の実施業務**

### **ア 外来生物対策研修会の開催**

- ・研修の対象とする外来種は「クビアカツヤカミキリ」とする。
- ・講師（専門家、先進自治体の職員等を想定）を招いた1日の研修会を実施する。
- ・実施時期は9月頃を想定しているが、具体的な日程は講師との調整による。
- ・研修会の対象者は、主に関西広域連合管内の府県および市町村の担当者とする。50名程度の参加を想定する。
- ・研修会の実施場所は、クビアカツヤカミキリによる被害が認められる地域で、対象者が参加しやすい場所とし、発注者と相談の上決定する。
- ・研修会の内容は、座学、実地研修および意見交換会を想定しているが、受託者からの提案を受け、発注者と相談の上決定する。
- ・研修会に招く講師は、発注者と相談の上決定する。講師との日程・連絡調整を行い、旅費・謝礼については受注者が支払うものとする。
- ・参加者の募集は発注者において行い、申込先は受注者とする。参加者の受付管理を行い、必要に応じて参加者へ事前・事後連絡を行う。
- ・研修資料等、研修に必要な資機材を準備する。
- ・参加者にアンケートを実施し、結果をまとめる。アンケートの内容については、あらかじめ発注者と調整するものとする。

### **イ 広域連携を活かした事業の検討**

関西広域環境保全計画（第5期）において、「外来生物対策等における広域連携の可能性を検討し、対策につなげる。」としており、この事業内容を検討する。

- ・構成府県市による意見交換会を開催し、課題やニーズを抽出する。
- ・構成府県市からの意見を踏まえ、令和9年度事業（案）としてとりまとめる。

## **(3) 会議等の運営支援**

- ・発注者が開催する専門家による検討委員会ならびに上記（1）および（2）の実施に向けて必要となる構成自治体の担当者会議の実施にあたり、会議資料の作成・印刷、議事概要の作成、検討委員会の実施に係る謝金等の支払い等の会議等の運営支援を行うものとする。
- ・検討委員会の実施に係る謝金等の支払いについては、検討委員会の委員に対して、受託者が委託料の中から発注者の規定に基づく額の謝金・旅費（公務の一環として出席する委員については旅費のみ）を支払うものとする。
- ・検討委員会は、10名程度の委員で構成し、期間中に3回程度開催する。
- ・担当者会議は期間中に3回程度開催する。

## 5 打合せ等

業務の実施にあたっては、業務着手時および報告書作成時のほか、会議等の前等に適宜打合せを行うものとする。

業務着手時の打合せ後は、発注者に業務計画書を提出するものとする。

## 6 完了報告書の提出

- ・ 4の業務内容の成果物を取りまとめ、完了報告書を提出するものとする。
- ・ 完了報告書は、紙面（A4版。加除可能な簡易製本とする。）に電子データ（DVD-R等。電子データには、Word形式等の編集可能な生データ版と、PDF形式の確定版を含むこととする。）を添えて、2部提出するものとする。

## 7 その他

- ・ 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- ・ 本業務の受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配置し、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- ・ 本業務を実施するにあたっては、関係法令を遵守するものとする。
- ・ 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 受託者は、委託者より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに発注者に報告を行うものとする。
- ・ 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- ・ 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法（昭和45年法律第48号）に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。
- 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、発注者が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受託者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- 受託者は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。
- 本契約における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、契約書第4条に定める委託料が支払われたときに受託者から発注者に譲渡されたものとする。
- 受託者は、発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。